

上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2024年4月5日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年4月26日から施行します。

今回の改正は、特設注意市場銘柄制度について、上場会社に早期の内部管理体制等の整備を求めるとともに、指定が解除されてから短期間に新たに重大な金商法違反等が生じた場合は、厳格な対応を行うものとする事で、再発防止の徹底、改善した内部管理体制等の維持が図られるよう、所要の制度整備を行うものです。

II. 改正概要

1. 特設注意市場銘柄制度の見直し

(1) 指定解除要件の明確化

内部管理体制等が適切に整備・運用されていると当取引所が認める場合に、指定を解除することを明確化します。

(2) 整備に係る期間の厳格化

指定から1年経過後の審査までに、内部管理体制等を適切に整備することを求めることとします。

(3) 「特設注意市場銘柄等」としての上場廃止事由の追加

当取引所は、指定が解除された上場会社が、指定解除から3事業年度が経過するまでの間に、再び内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合において、明らかに改善の見込みがないと認める場合は、その上場を廃止するものとします。

(4) その他

① 呼称の見直し

現行の「特設注意市場銘柄」について、「特別注意銘柄」へ呼称を変更します。

② 指定解除後の状況報告制度の新設

当取引所は、指定が解除された上場会社に対して、指定解除から5年が経過するまでの間、内部管理体制等の整備・運用状況を記載した改善状況報告書の提出を求めることができるものとします。

2. その他

(備 考)

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）
第503条第4項第1号、第7項

・規程第601条第9号c

・規程第601条第9号f

・規程第503条、第601条等

・規程第505条の2

その他所要の改正を行います。

Ⅲ. 施行日

- ・ 2024年4月26日から施行します。
- ・ 1. (1)及び(2)に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を行う会社から適用し、施行日より前に特設注意市場銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例によるものとします。
- ・ 1. (3)及び(4)②に関しては、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除する会社から適用します。

以 上